

大分市公告第391号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和7年7月11日

大分市長 足立信也



1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 自動釣銭機設置・設定業務委託
- (2) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務の概要 別紙仕様書のとおり
- (5) 予定価格 ￥2,083,800－（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 設けない

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成21年大分市告示第553号）（以下これらを「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）（以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- ⑦ 本市または他自治体において、元請け（共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る）として自動釣銭機設置・設定業務の実績があること（履行中のものを含む）。

3 入札手続等

(1) 契約担当課

郵便番号 870-8504

住 所 大分市荷揚町2番31号

名 称 大分市市民部市民課（本庁舎 1階）

電話番号 097-537-5615

F A X 097-537-2981

E-mail simin@city.oita.oita.jp

(2) 本公告内容の交付の期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年7月11日（金）から令和7年7月22日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか、市民課においても交付する。

(3) 本業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）の交付・閲覧の期間及び場所

① 交付・閲覧期間

3の（2）の①に同じ

② 交付・閲覧場所

3の（2）の②に同じ

(4) 仕様書等の質疑応答

① 仕様書等に質問がある場合には、次により書面で持参またはファックス、電子メールで提出すること。但し、持参以外の場合、提出先へ質問書発送の電話確認を行うこと。

ア 提出期間

令和7年7月11日（金）から令和7年7月15日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

3の（1）に同じ

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、令和7年7月25日（金）の午後5時15分をもって終了するものとする。

イ 閲覧場所

3の（2）の②に同じ

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格を確認する資料（以下、「申請書等」という）の提出期間及び方法

① 提出期間

令和7年7月11日（金）から令和7年7月22日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出先及び提出方法

申請書等を市民課（３の（１）に同じ）へ持参すること。

③ 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

イ 受託実績調書（様式第２号）

④ その他

申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が競争入札参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

（６） 受託実績調書の審査結果の通知

受託実績調書の内容が２の⑦の条件を満たしているかの審査結果については、令和７年７月３１日（木）までに入札参加者に対し通知する。

上記以外（２の①～⑥）の条件については、７の（２）に示すとおり、開札後に審査するものとする。

４ 現場説明会 実施しない。

５ 入札保証金 免除とする。

６ 入札（開札）の日時及び場所

（１） 日 時 令和７年８月５日（火） 午後３時３０分

（２） 場 所 大分市役所本庁舎９階 第二入札室

（３） 入札方法等 入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

（４） 入札回数 原則として初度のみの１回とする。

（５） そ の 他

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

７ 競争入札参加資格を証明する書類の提出及び落札者の決定等

（１） 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

（２） 上記（１）で公表された業者（以下「落札候補者」という。）の申請書等について審査し、落札候補者が競争入札参加資格を満たしていると確認した場合には、当該落札候補者を落札者として決定するものとし、競争入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争入札参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とするものとする。

ただし、次順位者が、競争入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとし、競争入札参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認めた者は、7の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、市民課に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）を持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(1)の書面の提出先は、市民課（3の（1）に同じ）とする。

9 契約保証金 大分市契約事務規則第7条第8号の規定により免除とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を充たすと認定しがたい入札
- ⑦ 郵送又は電送による入札
- ⑧ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ⑨ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、契約担当者が特に指定した事項に違反した入札

11 支払条件

前払金 無

12 その他

(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合において、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合

イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合

ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合

- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (5) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。

- (6) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (7) その他不明な点は、大分市市民部市民課まで照会のこと。

電話 097-537-5615